平成２３年（フ）第７１７号
大阪府岸和田市額原町520番地の２レオパレスフクムラⅢ102号
債務者　藤本　朋章
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７１８号
大阪府和泉市上代町715番地の27
債務者　韓国料理じんこと　玉置　陽子（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７２７号
大阪府泉佐野市鶴原１丁目４番26号　勝間ハイツ５号、前住所大阪府泉佐野市鶴原1576番地の９
債務者　畑中　　士
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７２９号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番22―401号
債務者　西川　和孝
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７３０号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番22―401号
債務者　西川美智代
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７３５号
大阪府泉佐野市上瓦屋687番地の１松浪アパート
債務者　ホク　智秋
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７３９号
大阪府岸和田市今木町410番地市営住宅37号
債務者　梅木トシ子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７４１号
大阪府阪南市石田600番地の６―24棟204号
債務者　可世木ひろみ
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７４２号
大阪府阪南市石田600番地の６―24棟204号
債務者　可世木商会ビルサービスこと　可世木健二
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７４５号
大阪府阪南市さつき台１丁目13番18号
債務者　岸本　　啓
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
盛岡市本宮２丁目３番11号
債務者　菊池　雄一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６４号
山形県鶴岡市宝田２丁目１番71―11号
債務者　髙橋　広也
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第６４６号
千葉県流山市平和台５丁目19番地の４　テラスウィステリア２
債務者　平山　美穂
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６５２号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目８番５―102号
債務者　高梨　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５５４号
神奈川県平塚市南原３丁目２番52号　レオパレスディザイア203号
債務者　今野　和也
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３８７号
新潟市東区江南６丁目３番地18　コーポ千穂202号
債務者　大野　義美
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４９号
新潟市中央区関屋金鉢山町97、住民票上の住所新潟市西区鳥原82番地７
債務者　横山　誠一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５４号
新潟市中央区上大川前通９番町1270番地　大谷屋マンション402号、前住所新潟市南区庄瀬6628番地
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　新潟地方裁判所民事部